

# 調布市障害者計画策定委員会への提言

調布市都市計画マスタープランの視点から

2000年5月

調布市障害者計画策定委員 沖崎 剛

## はじめに

調布のまちで障害のある人が自立して生活できる環境を、どのようにしたら作り上げることができるか、調布市障害者計画の大きな課題はこの点にあると考えます。つまり障害者計画に直接的または個別的に関与する問題のみならず、調布のまちづくりという大きな観点から考えることも大切ではないでしょうか。

したがって、本計画は新基本計画、介護保険事業計画、地域福祉計画との整合性をはかりながら策定するのは当然のこととして、まちづくり行政における障害福祉を考える場合、まちづくりの上位計画である調布市都市計画マスタープランの視点から考えていくことの意義は大きいと考えます。

調布市都市計画マスタープランは市民と行政が協働して2年間掛けて議論を重ねて、1998年3月に原案が出来上がり、6月に計画決定されました。そこには「ほっとするまちをつくる」「自然との共生を意識してまちをつくる」「循環型のまちをつくる」「人がつなぐ、つながりあうまちをつくる」「住み続けられるまちをつくる」<sup>1</sup>という5つの理念が掲げられています。

また、これら理念の実現のため、6つの基本方針がててられています。

1. 快適に安全に“動く”
2. 水と緑に“憩う”
3. 人々の心がよう“福祉”
4. 住み良いまちを“まもる”
5. うるおいとつろぎをもって“住まう”
6. 合意形成によるまちづくり

これら基本方針は障害をもった人がこのまちで自立して生活する上で、すべての項目が関連しています。この基本方針の項目に対応させながら障害者計画のなかで策定すべき事項を考察し、本委員会へ提言したいと思います。

快適に安全に“動く”～人と環境を優先した交通体系づくり～

都市計画マスタープラン（抜粋）	障害者計画提案事項	備考
<p><b>1 都市計画道路の整備</b></p> <p>交通網の骨格をつくるため、広域的に都市を結ぶ道路計画を促進します。また、東京外かく環状道路については、これまでの経緯を踏まえたうえで、まちづくりの観点から、その影響などを含め、調査研究を深めます。</p> <p>防災性の向上やバス路線等の導入など、まちづくりの視点で必要性の高い道路や事業効果の大きい道路から重点的に整備します。</p> <p>京王線連続立体交差事業にあわせ、交差する都市計画道路等の整備を進めます。</p> <p>多摩川中流部架橋構想の早期事業化を関係機関に要請します。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p><b>障害者参加による都市計画道路整備事業</b></p> <p>障害のある人が自立して生活できる環境づくりを考えると、都市計画道路整備事業は大きく関係してきます。事業計画に際し障害のある人の意見や提案を盛り込んだり、市民参加によるワーキンググループをつくり、スタッフとして障害のある人が参加できるように行政のしくみをつくっていく。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p>1992年の都市計画法の改正により、都市計画を先導するマスタープランとして、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」制度を創設して、1993年6月に施行。市町村マスタープランの中に、まちづくりにおける障害者、高齢者、弱者等への配慮を積極的に位置付け、都市計画に反映することとしている。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>

## 2 生活道路等の整備

安全で快適な生活空間を備えた市街地整備を図るため、生活道路網整備計画に基づき、生活道路の整備を進めるとともに、狭隘道路や行き止まり道路の解消に努めます。

歩道の切り下げを工夫するなど、道路の構造を歩行者中心にし、極力段差を少なくします。また、音響案内など新たな取り組みを検討します。

自転車道路や市内を周遊できる散歩道の整備を検討します。

建物の壁面後退線の指定などの規制誘導、電線の地中化により、歩行空間の確保を推進します。

## 3 駅周辺における交通結節機能の充実

鉄道とバス等との交通結節機能を強化するとともに、ゆとりと利便性を兼ね備えた空間を創出するため、各駅前広場の在り方等を検討します。当面、京王線連続立体交差事業にあわせ、関連する駅前広場の整備を進めます。

事務所や店舗の協力を得ながら、駐車場や駐輪場を整備し、交通利便性の向上を図ります。また、駐車場案内システムの導入を検討します。

## 障害者が自立生活できるための生活道路

外出するとき住宅の玄関から出てまず最初に接するのが生活道路です。障害のある人にとって生活道路の現況は過酷なものといわなければなりません。また障害者に対応した道路整備だったものが、必ずしも安全で快適ではなかった事例もあります。

整備計画は机上の計画作業によるだけでなく、障害のある人の生きた意見を取り込んでいかなければなりません。より効果的に計画を推進していくためには各行政担当間の密接なネットワーク化と障害のある人の計画参加のしくみが必要で、そのことを障害者計画に反映すべきだと考えます。

## 駅周辺のあり方をみんなで考える

障害のある人が駅まで行くにはいくつかの手段があります。歩いて行く、車椅子を利用して行く、バスを利用して行く、自動車に同乗して行く、自動車を運転して行くなどいろいろです。いずれにしても現在の駅周辺は障害のある人にとって快適に安全に行動できる状況にはありません。車椅子対応公共トイレはといえば南口広場に一カ所あるものの、利用しやすい設計になっているとはいえません。さらに、大規模店舗周辺には乱雑におかれた放置自転車群など問題は山積しています。それら問題に共通しているのは障害者の立場を考えていないことです。駅周辺を充実していくには障害のある人と一緒に考え、計画していかなければなりません。又、障害のある人、関係団体、行政が一緒になって市民に対して啓蒙活動をする必要です。

1996年度を初年度とする「特定交通安全施設等整備事業7年計画」(運輸省)ではバリアフリー歩行空間ネットワークの整備などによる「高齢者等の社会参加を支援する歩行空間の面的整備」を重要な柱としている。

又、1998年度を初年度とする「新道路整備5年計画」(運輸省)でも誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を確保するため地域と連携して利用しやすい道路空間づくりをうたっている。

<p>前ページから</p> <p><b>4 公共交通等の充実</b></p> <p>鉄道諸施設のバリアフリー化を要請し支援します。</p> <p>走行の円滑化や新たな需要の喚起など、バス交通の充実を検討します。</p> <p>ア．市内循環バスの導入による地域間のネットワーク化</p> <p>イ．道路幅員に応じた車体の小型化</p> <p>ウ．運行時間の延長などによる利便性の確保</p> <p>エ．ノンステップバスや電気自動車など、福祉や環境への配慮の検討</p> <p>オ．バス停にベンチの設置など交通施設の利便性の向上</p> <p>海外の諸都市で見直されている路面電車（LRT）など、新たな交通システムの導入可能性について調査研究を深めます。</p> <p>まちづくりの視点から、調布飛行場の在り方を検討します。</p> <p><b>5 交通需要管理の検討</b></p> <p>交通需要実態等を調査のうえ、交通需要管理方策を検討するなど、総合的な都市交通計画の確立に努めます。</p> <p>右左折レーンやバス待避路の確保による渋滞緩和策を検討します。</p>	<p>前ページから</p> <p><b>障害のある人の立場から公共交通を考える</b></p> <p>調布市内には京王線駅舎は9駅あり、総じて障害をもつ人にとって親切な構造、設備になっていません。京王線立体化事業にともなう駅舎建設にあたっては、設計段階から障害のある人の意見を取り入れることを望みます。</p> <p>また市内の公共交通はバスということになりますが、市内西地区にバス1路線開通することになったものの、公共交通網過疎地域がまだあり、障害のある人が社会参加するための環境づくりという観点からは充分とはいえない現状にあります。バスの構造については最近、ノンステップバスが少しずつできてきているものの、まだ低普及率です。ノンステップバス、リフト付きバスが増え障害のある人が当たり前のように利用できるような状態にしなければいけません。もしかしたら将来的には市内にはしる路面電車も考えられます。</p> <p>障害者のみならず、これから高齢者社会になることを考えると、公共交通の充実化は交通事業者にとってもビジネスチャンスにもなるはずですが、障害のある人・高齢者など、交通事業者、行政が一体になって公共交通の可能性を探っていくことが大切で、そのための仕組みづくりを福祉行政が作る必要があります。</p>	<p>前ページから</p> <p>1999年調布市ふくしまップ「ふらっと」参照</p> <p>1990年運輸省策定「心身障害者・高齢者のための公共交通機関の車両構造に関するモデルデザイン」</p> <p>1996年運輸省「人にやさしいバス技術調査検討会検討報告書」</p> <p>1997年度から公共交通の社会的意義をもつまちづくりをめざす市町村及び関係者を警察庁、運輸省、建設省の3省庁が支援する「オムニバスタウン構想」を推進していて、ノンステップバス、リフト付きバス等の導入の促進を図っている。</p>
---	---	---

都市計画マスタープラン(抜粋)	障害者計画提案事項	備考
<p><b>1 公園・緑地の保全, 整備</b></p> <p>地域の特性にあわせ, 規模や配置など計画的に公園を整備します。</p> <p>都市計画等による政策的な緑の保全策を検討し, その持続性の確保に努めます。</p> <p>大規模開発による緑化の促進, 建築物の屋上緑化など, 様々な方策を講じて緑を確保します。</p> <p>幹線道路等に植樹帯を設け, グリーンベルトの形成を図ります。</p> <p><b>2 都市農地の保全, 活用</b></p> <p>生産緑地地区を保全, 活用します。</p> <p>農業体験のできる農業公園の設置を進めます。</p> <p>農地の集約化など, まちづくりによる営農環境の向上を図ります。</p> <p><b>3 河川の整備</b></p> <p>様々な生き物が共生できる環境(ピオトープ)をつくります。</p> <p>野川, 多摩川などの清流を復活し, 良好なうるおいのある親水空間の整備を促進します。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p><b>障害のある人の立場から考える公園・緑地を</b></p> <p>いままでの公園・緑地をみると, 障害のある人にとって必ずしも居場所のいい場所とはいえません。段差のある遊歩道, 車椅子歩行に適さない舗道材料, 使用できない公衆トイレなど, 障害のある人が気軽に, 当たり前のように公園で憩うことが困難な現状です。それは, 障害のある人の立場で整備計画されていないからに他なりません。</p> <p>そこで, 整備計画の段階から障害のある人の計画参加が必要だと思えます。さらに公園・緑地の管理スタッフにも障害のある人が加わっていくことも考えられます。</p> <p><b>障害のある人の職業として農業を考える</b></p> <p>障害のある人にとって都市型農業のもつ潜在的可能性はいろいろ考えられるのではないのでしょうか。例えば, 一定の広さの農地を借りて農作物を生産し販売するといった障害のある人による営農環境をつくることも考えられます。或いは, 営農とまでいかなくとも緑の保全, 育成等に携わることも考えられます。このように積極的に障害のある人が農業に関わることで, 農業のプロフェッショナルとして自立することも考えられます。そのための支援体制の整備なども当然, 必要になるでしょう。農業は生産の喜びを実践的に感得できる職業であり, 障害のある人にとっても魅力的な職業であるはずで。</p> <p><b>アクセシビリティの良い親水空間づくり</b></p> <p>市内にある河川は決して障害のある人にとって水辺を楽しめる空間にはなっていません。都市道路と同様, 河川のバリアフリー化の推進が必要です。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p>1994年に策定された公園・緑化技術5カ年計画(建設省)で, 都市公園におけるバリアフリー化の設計基準の策定や障害者が運動できる公園施設の開発などを行うこととしている。具体的事業については, 「いきいきふれあい公園の整備」の推進として緑に囲まれた安全で快適な公園で, 障害のある人に野外活動の機会を提供するとともに, 福祉施設と一体となった公園の整備を推進している。</p> <p>1995年「ゆったりトイレ緊急整備事業」(建設省)の推進として公園利用のバリアフリー化を図るとともに障害をもつ人, 高齢者, 乳幼児連れの母親などが安心して外出できるよう, 公園のトイレ整備に関する技術標準の見直しをおこなっている。</p> <p>市内の民間小規模共同作業所では作業内容の中に農作業も含まれている</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>

<p>前ページから</p> <p><b>4 湧水，地下水，雨水の確保</b></p> <p>地域水循環を回復させるため，雨水の浸透空間を確保します。</p> <p>用水路を復活し，水を生かした空間をつくります。</p> <p>雨水の地下浸透施設利用を促進します。</p> <p>有害物質の排水規制や地下浸透規制等の導入，適切な廃棄物処理の確立などにより，水環境の安全性の確保を図ります。また，合流式下水道における汚水処理の適正化に努めます。</p> <p><b>5 水と緑のネットワークの形成</b></p> <p>水辺空間や緑の空間を結ぶ散歩道を整備します。</p> <p>市民による，水と緑を生かした文化イベントを創出します。</p> <p><b>6 教育，学習，コミュニティの充実</b></p> <p>田植え体験など，教育，学習の場で自然と触れあう機会を充実します。</p> <p>地域管理型の公園・緑地の在り方を検討します。</p> <p><b>7 循環型都市の創造</b></p> <p>雨水を利用した中水道等の活用を推進します。</p> <p>落ち葉やせんてい枝を利用した堆肥化を検討します。</p>	<p>前ページから</p> <p><b>下水道施設の上部空間の活用</b></p> <p>下水道施設の上部空間を水をうまく使って，障害のある人にも利用できる公園やスポーツ施設などをつくってはどうかでしょう。また活用のアイデアを，障害のある人などひろく市民にもとめてはいかがでしょう。これらのことを福祉行政から積極的に働きかけていくことが大事だと思います。</p> <p><b>障害のある人の自立に対応した循環型社会の創造</b></p> <p>私達の社会はもうすでに消費型の生活では成り立たず，循環型の生活が求められています。この循環型社会によって新しいベンチャー産業の可能性が考えられます。障害のある人が，これらベンチャー産業に積極的に関わる環境をつくってはいかがでしょう。例えば，障害のある人がノウハウを習得できる施設の設立や，低金利の資金融資などの起業支援を充実するシステムづくりなどです。</p>	<p>前ページから</p>
---	--	---------------

人々の心かよう “福祉” ~みんなにとって住みやすいまちづくり~

都市計画マスタープラン(抜粋)	障害者計画提案事項	備考
<p>1 だれもが安全に快適に移動できるよう道路整備の推進</p> <p>歩道の凹凸をなくし、車道との段差の解消に努めます。</p> <p>街路樹に工夫し、歩道と車道の分離を進めます。</p> <p>建物の壁面後退など、都市計画面での規制・誘導により、快適な歩行空間の確保を図ります。</p> <p>ハンプ、ボンエルフなど道路整備に工夫をこらし、歩行者の安全確保を図ります。</p> <p>2 鉄道とバスなど、交通機関相互の結節機能を強化するとともに、交通施設のバリアフリー化を支援します。 特に、京王線の連続立体交差事業とあわせ、駅前広場や交差する都市計画道路の整備を行い、人にやさしい安全で魅力的な空間を創出します。</p> <p>3 ミニバスの導入など、既存の道路空間を活用して、バス等公共交通の充実を図ります。</p> <p>4 すべての市民が交流できるよう、広場や公園などをふれあいの場として整備します。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p style="text-align: center;"><b>福祉行政が実現するバリアフリー化のためのワーキンググループ</b></p> <p>バリアフリー化のまちづくりに関しては、かなり以前からそして多方面から求められています。しかし、これらのことを実現するためには超えて行かなければならない厚く高い壁があります。この壁を超えるためには障碍のある人、行政、市民、企業が一体になって話し合う場をつくり、ひとつひとつ確実に壁を取り崩していかなければなりません。ひとつの案ですが、福祉行政と都市計画行政とが一緒になって、実現のための協働ワーキンググループをつくり、障碍のある人、市民、企業がメンバーとして参加する仕組みをつくってはいかがでしょう。</p> <p>この立体的ワーキンググループづくりを福祉行政が先鞭的に働きかけることに大きな意義があると同時に、大きな効果が期待できると思います。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p>ハンプ：車道に凹凸をつけて車のスピードを落とす。</p> <p>ボンエルフ：歩行者空間と車道空間を共存させる手法。意図的に曲がりくねった車道など。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>

前ページから

5 建物・公園を整備するに当たっては、計画段階からユニバーサルデザインの考え方を導入し、だれもが使いやすいものとしします。また、現存建物のバリアフリー化を促進します。

6 福祉のまちづくり条例により、福祉の視点から建築活動等の適切な規制・誘導を進めます。

7 高齢者やハンディキャップのある人の意見を聞きながら、まちづくりを進めます。さらに、生きがいづくりや社会参加のシステムづくりを検討します。

8 まちは、市民の意識を色濃く反映するものであることから、福祉のまちづくりに関する参加や体験の機会を充実します。

前ページから

前ページから



都市計画マスタープラン(抜粋)	障害者計画提案事項	備考
<p><b>1 災害に強い都市基盤整備</b></p> <p>延焼遮断帯となる幹線道路の整備を推進します。</p> <p>公園、緑地などオープンスペースの確保に努めます。</p> <p>上下水道などライフラインの防災機能の向上を促進します。</p> <p>貯水槽の設置など、消防水利を充実します。</p> <p><b>2 地域の特性に応じた市街地の整備による防災性の向上</b></p> <p>狭隘道路，生活道路の整備による消防活動困難区域の解消に努めます。</p> <p>道路整備に合わせた建て替えなど，木造住宅密集地域の防災性の向上を促進します。</p> <p>駅周辺地区などの密集地域における防災機能の向上を図るため，再開発事業 等面的整備を推進します。</p> <p><b>3 住宅等建築物の耐震性，不燃性の向上</b></p> <p>公共建築物の耐震性の強化を図ります。</p> <p>住宅など民間建築物の耐震性，不燃性の向上を促進します。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p><b>災害時に障害のある人をまもるシステムづくりを</b></p> <p>阪神淡路大震災のとき、障害をもつ人の救済ではボランティアの存在は大きかったようでした。しかし常日頃から災害時に障害のある人を守るためのノウハウの蓄積があったらともよく聞くことです。避難のための人的連携手段、避難ルートの確保、障害のある人の必需品の保管、また避難先のトイレなど、考えるべきことは山ほどありそうです。市から発行されている防災マップにはこれらのことは一言も触れていません。これこそ、多面的、立体的ネットワークが必要で、そのための委員会を早急につくるべきだと思います。</p> <p><b>障害のある人が住む住宅の安全調査</b></p> <p>障害のある人が住む建物の耐震性、防火性を事前にチェックすることは大きな被害からできるだけ守るという意味で重要です。調査費用、改修費用などを含めて検討すべきだと思います。障害のある人の住宅のバリアフリー化促進と合わせて考えて行ってはどうでしょう。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p>1995 年災害対策基本法が改正され、新たに障害のある人、高齢者、乳幼児などに対する防災上必要な措置に関する事項の実施努力義務が規定されている。</p> <p>1997 年頃から各地方公共団体では災害弱者対策のため、自主防災組織や各種「ボランティア団体等との連携による災害弱者に配慮した防災まちづくりを推進している。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>

<p>前ページから</p> <p><b>4 避難・救援施設等の確保</b></p> <p>避難・救援路となる道路を優先的に整備します。</p> <p>学校など避難施設のバリアフリー化を図ります。</p> <p>防災備蓄品の充実を図るとともに、調布飛行場を防災拠点として整備するよう、関係機関に要請します。</p> <p><b>5 都市復興計画等の策定</b></p> <p>災害時の都市復興計画の策定に備え、調査研究を行います。</p> <p>都市復興条例の制定を検討し、事前復興に努めます。</p> <p><b>6 コミュニティの育成等地域連携の充実に努めます。</b></p> <p>学校区別防災懇談会を実施するなど、自主防災組織の設置を促進し充実を図ります。</p> <p>コミュニティ活動による地域の連携強化を支援します。</p> <p>ケーブルテレビやコミュニティFM を活用して、防災情報のきめ細かな提供に努めます。</p>	<p>前ページから</p> <p><b>障害のある人のコミュニティ活動参加を促進する</b></p> <p>日常から障害のある人が地域コミュニティ活動や、自主防災組織などに積極的に参加して人的ネットワークをつくることと、そのための支援体制づくりをしていくことが大切です。</p>	<p>前ページから</p>
--	---	---------------

うるおいとくつろぎをもって“**住まう**”～住み続けられるまちづくり～

都市計画マスタープラン（抜粋）	障害者計画提案事項	備考
<p><b>1 住宅，住環境を整備し，快適な居住空間づくり</b></p> <p>良質な住宅・住環境の確保を図るため，敷地の下限や壁面の位置など，建築協定等の規制・誘導策を検討します。また，事務所や大規模小売店舗などについては，周辺環境に配慮した立地を誘導します。</p> <p>木造住宅が密集していたり，狭小宅地や行き止まり道路が多い地域では，規制導策を講じるとともに，都市計画等の諸制度を活用してまちづくりを進めます。</p> <p>ア．協調建て替えや共同建て替えなどの推進 イ．土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備事業の実施 ウ．地区計画等の活用によるまちづくりのルールづくり</p> <p>中高層の集合住宅や業務用建物は，周辺地域の住環境や道路，公益施設などに大きな影響を与えるものです。このため，建築に当たっては，特に次のような規制・誘導策を検討します。</p> <p>ア．採光・通風など周辺の居住環境の快適性の確保 イ．周辺の交通上，防災上の安全性の確保 ウ．周辺地の景観との調和の実現 エ．公開空地，壁面後退による歩道状空地などの確保 オ．屋内の共用施設の確保と周辺地区への開放（会議スペースなど） カ．ポケットパークや広場，公園などの設置 キ．駐輪場・駐車場の設置</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p><b>障害のある人が住環境づくりに専門家として参加する</b></p> <p>快適な住環境をつくるにあたり、市民参加によるまちづくりとともに多方面から専門家の活用が必要になります。そこで障害のある人がまちづくりの専門家として参加することが考えられないでしょうか。</p> <p>例えばピアカウンセラー育成のように住環境カウンセラーとして障害のある人を育成し、バリアフリーデザインなどの専門家としてまちづくりに参加するしくみを考えてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p style="text-align: right;">次ページへ</p>

<p>前ページから</p> <p>公共住宅等の建て替えに当たっては、周辺地域の住環境の向上に貢献するため、集合住宅での規制・誘導策に加え今日的な課題を解決し、魅力的な居住空間を創出します。</p> <p>ア．環境共生住宅の供給 イ．多世代、多様な世帯構成の集住に対する工夫 ウ．バリアフリー化など誰もが暮らしやすい住宅供給 エ．優良な民間集合住宅の借り上げなどによる良質な公営住宅の拡大 オ．住民による自主管理・自主運営の拡大</p> <p><b>2 住宅、住環境のバリアフリー化の促進</b></p> <p>高齢者やハンディキャップのある人に適した住宅の建設、改善を推進します。</p> <p>日常生活に密着した大規模小売店舗や商店等を含め、公益施設等のバリアフリー化を誘導します。</p> <p><b>3 住宅、住環境における防災機能の向上</b></p> <p>建築物の不燃化を支援、誘導します。</p> <p>敷地、建物の共同化を支援、誘導します。</p> <p>住宅の耐震診断などを推進します。</p> <p>貯水槽など地域防災設備の充実を図ります。</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <p><b>障害のある人のライフスタイルに適した住宅の確保</b></p> <p>障害のある人の住宅確保は自立し社会参加するうえで重要な課題だと思えます。しかし障害のある人にはそれぞれのライフスタイルがありマニュアル化されたバリアフリー住宅の中には、むしろバリアフル住宅である場合が少なくないようです。住宅を考える場合、そこに住む人のために何が大切なのかを考えることが基本であり、バリアフリー住宅をつくるのが目的ではありません。設計者、建築会社、さらに住み手である障害のある人自身が、きちんとした認識が大切だと思えます。そのために、意識向上のための仕組みをつくるべきだと思えます。例えば、実際に住宅を新築又は改築した障害のある人からの貴重な体験を通して自分にあった家づくりを考えていける、そんなことができる仕組みが必要です。</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <p>1992年建設省「人に優しい建築物整備促進事業」(ハートビル法)実施</p> <p>1995年東京都「東京都福祉のまちづくり条例」制定</p> <p>1997年調布市「福祉のまちづくり条例」制定</p> <p>「バリア・フル・ニッポン」川内美彦著</p> <p>「加齢対応型住宅の建設指針及び同設計マニュアル」 東京都住宅局</p> <p>次ページへ</p>
---	---	--

<p>前ページから</p> <p>4 「調布市環境管理計画」に基づく環境保全施策の展開とともに、環境共生、都市緑化・美化など、うるおいのあるまちづくりを推進します。</p> <p>5 コミュニティ施設などを核としたふれあいと憩いの場づくり  身近に利用できる公共施設の整備・活用を検討します。  公共施設の多機能化、ネットワーク化を図ります。</p> <p>身近なコミュニティ施設の整備を推進し、祭りや市(いち)などのイベントを育成します。</p> <p>6 愛着の持てるまちを実現するため、魅力ある街なみ・都市景観づくり</p> <p>調布らしさを発揮する都市景観の在り方を検討します。  都市景観条例の制定を検討します。</p> <p>様々な事業展開に当たっては、計画の段階から景観形成に配慮します。</p> <p>良好な景観形成のため、たとえば地区計画など、規制・誘導方策を検討します。</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <p>自立促進のための場づくりと人づくり</p> <p>障害のある人が自立するために必要なのは社会参加の機会をつくることであることはいうまでもありません。都市計画マスタープランにある「コミュニティ施設などを核としたふれあいと憩いの場づくり」は正に社会参加のためのテーマです。ここで大切なことは場をつくるだけでなく人とふれあい、支え合うための人づくりも大切だということです。自立促進のための場づくり人づくりを障害者計画のキーワードにしてはどうでしょう。</p> <p>障害のある人にとっての都市景観を考える</p> <p>社会参加と都市景観との関係は密接に繋がっているように思います。つまり社会に関わって快適に生活するためには、より良い景観が形成される環境が必要だからです。たとえば車椅子から見た景観はどうかを考えたり、それから視覚に障害のある人にとっては音景観という考え方がないでしょうか。商店街の音、公園の音、川の音、快適な音、不快な音など音も景観を考える上で大切だと思います。或いは都市の匂いで景観を感じることもあると思います。障害のある人が都市景観について行政と一緒に考える機会をもつ意義は非常に大きいと思います。</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <p>景観はランドスケープともいうことがありますが、サウンドスケープつまり音景観という言葉も成り立つと思う。</p> <p>次ページへ</p>
---	---	---

<p>前ページから</p> <h2>7 産業振興と連携したまちづくり</h2> <p>地域の産業は、にぎわいやうるおい、活力をもたらすものであるとともに、市民の就業の場でもあります。現在、市外へ通勤している人々が、生きがいをもって住み続けられるよう、就業の場である産業を育成・誘導し、職住近接のまちづくりを進めます。</p> <p>自然地が減少した現在、田、畑、樹林地などの農地は住環境や景観に多大な貢献をしています。また、地場の農産物は市民の生活に、健康とうるおいをもたらしてくれています。今、存続が困難となってきた都市農業、農地の保全を図るため、「調布市農業振興計画」に基づき施策を展開します。</p> <p>ア．地場産品の販売所の設置，充実  イ．市民農園や農業公園などの設置，充実  ウ．農業後継者の育成  エ．農業祭りなど，農家と市民の交流  オ．土地区画整理事業などによる農地の集約化</p> <p>商店や商店街は、市民の日常生活を支え、街なみを形成しまちのにぎわいをつくりだしています。近年、高齢化の進展に伴い、近隣の商店や商店街の役割が見直されてきています。一方、小売業を巡る環境には大変厳しいものがあり、中心市街地の活性化などまちづくりの視点から、商業の育成を図るため、以下の施策を展開します。</p> <p>ア．コミュニティの核としての商店街の育成  イ．まちづくり，市民生活への貢献策の拡大  ウ．道路整備や交通規制等による回遊性の確保  エ．建築や街路の演出による魅力ある空間の創出  オ．まちづくりによる大規模小売店舗と商店街の共存</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <h2>障害のある人の社会参加と地場産業</h2> <p>職住近接は障害のある人が社会参加し自立するための必須条件であり、就業の場となるべき地場産業の振興を考えることは非常に大切です。そこで、障害のある人が自らアイデアを出し地場産業振興に関与していける環境ができないでしょうか。例えば、都市計画課と産業課がいま進めている「21世紀の魅力あるまちの創造 まちなか再生ワークショップ」に参加して調布の商業の活性化を考えるなど障害のある人が地場産業に関わって社会参加していくことも大切だと考えます。</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <p>障害のある人の就労機会拡大が期待されているテレワークを普及するため1998年「テレワーク促進税制」として税制改正があった。</p> <p>テレワーク：離れているところ（TELE）で仕事を行うこと（WORK）</p> <p>在宅勤務はテレワークのひとつの形態</p> <p>次ページへ</p>
--	---	--

<p>前ページから</p> <p>産業構造の転換に伴い、製造業を中心とした工場の中には、操業停止や規模縮小を余儀なくされたものがあり、跡地が集合住宅や商業施設に転換されています。一方で、知識集約型の工場や研究施設などの進出が行われていますが、既存工場の操業環境は住工混在など、まちづくりの面でも大変に厳しい状況に置かれています。このため、就業の場の確保や個性ある地域工業を守り育成するための環境を整備します。</p> <p>ア . 道路等都市基盤の整備 イ . 住工が共存できるまちづくりの推進 ウ . 工場緑化の促進</p> <p>高齢化の進展や生活様式の多様化により、地域での福祉サービスの必要性が高まっています。労働意欲ある高齢者の増加もあり、ボランティア活動の活発化などが進展しています。行政サービスの補足・拡大や効率的提供を実現し、さらに市民の就業の場を拡充するため、地域市民の手によるコミュニティサービスの事業化など、いわゆる生活文化産業への支援の在り方を検討します。</p> <p>市民、事業者、行政の三者の協働により、映画産業などの地域資源をまちづくりに活用し、にぎわいのある活気に満ちたまちづくりを推進します。</p>	<p>前ページから</p> <p style="text-align: center;"><b>生活文化産業参入のための人材育成と支援体制</b></p> <p>社会のライフスタイルの多様化や行政の規模縮小化により、生活文化産業への就業の機会が増えていく可能性があります。障害のある人にとっても当然、自立し社会参加できるチャンスであり、そのための人材育成と支援体制を図るべきであります。</p>	<p>前ページから</p>
--	---	---------------

合意形成によるまちづくり～市民参加のしくみづくり～

都市計画マスタープラン（抜粋）	障害者計画提案事項	備考
<p><b>1 情報公開の一層の充実</b></p> <p>計画の初期の段階から情報提供に努め、情報公開の在り方を研究します。</p> <p>情報を提供するとともに、意見・要望などの情報を収集するため、情報の双方向性を確保する手法も検討します。</p> <p>様々な情報に容易にアクセスできるよう、電子的手段を含む多様な方法での提供を充実します。</p> <p>正確で、分かりやすい情報を提供するために、日常的に電子データを作成し蓄積するなど、事務の効率化を進めます。</p> <p><b>2 参加のまちづくりのしくみづくり</b></p> <p>市民が意見を表明し議論できる場と手段の充実を図ります。</p> <p>計画作成の過程や現状を逐次整理し、市民に見せる体制、しくみづくりについて検討します。</p> <p>市民が学習するための参考資料、事例などを行政と協働で整備し、それを広く公開するしくみの確立に努めます。</p> <p>市民と行政の役割を再検討のうえ、それぞれの責任を明確化し、市民参加活動を支援する庁内組織の在り方を検討します。</p> <p>自治会等、歴史をもつ地域の市民組織のまちづくり活動を支援します。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p><b>情報バリアフリーの構築</b></p> <p>これから進むであろう情報公開、そして自立し社会参加に必須の情報収集、情報発信などを考えるとき、障害のある人を取り巻く環境は情報バリアという形で現れています。</p> <p>情報通信機器の発達と普及は目覚ましいものがありますが、障害のある人にとっては必ずしも使い勝手の良いものではありません。最近ようやくバリアフリー対応の情報通信機器が出てきつつありますが充分とはいえないう現状です。調布市においても障害のある人を情報バリア環境から解放するしくみを障害者計画に入れていただきたいと思います。</p> <p><b>参加のまちづくりから実現するノーマライゼーション</b></p> <p>市民参加のまちづくりに障害のある人が積極的に関わっていくことでノーマライゼーションの理念が実現できると思います。</p> <p>地域の中で市民の一員としてまちづくりに参加し、調布のまちの在り方を考えていくことによって、少しずつでも確実にノーマルな社会に近づくのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>	<p>1999年「コミュニケーションサポート事業」（調布を耕す会）市民・大学・企業との連携によって情報バリアフリーの推進を図っている。</p> <p>2000年「生涯学習高齢者パソコン教室」調布市教育委員会と市民との協働で主に高齢者にわかりやすくパソコンの手ほどきをしている。</p> <p>政府は1989年に「障害者等対応情報機器開発普及推進委員会を設置し、1990年に「情報処理機器アクセシビリティ指針」を出している。さらに、1995年に「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」として改定している。</p> <p>アクセシビリティとは情報を見る、入手する、発信するなど情報へのアクセスの容易さを意味し、利用者が使いやすい機器にすること。</p> <p>1995年東京都では「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定されている</p> <p style="text-align: right;">次ページへ</p>



<p>前ページから</p> <p><b>3 市民の手による自主的なまちづくり活動の支援</b></p> <p>市民のまちづくり活動を考える、市民と行政による協働作業の場の設置を検討します。</p> <p>市民のまちづくり活動の事例収集・調査研究を実施します。</p> <p>市民のまちづくり活動の奨励策等を策定し、活動を支援します。</p> <p>まちづくり専門家の派遣制度を充実します。</p> <p><b>4 国，東京都，近隣市などと協力したまちづくりの推進</b></p> <p>他の行政機関の動向や計画を早期に把握し、連携を強化します。</p> <p>国，東京都のまちづくり施策や計画への意見・要望について、市民参加による議論の場の在り方を検討します。</p> <p>公共施設の広域的相互利用について、近隣自治体との協力を検討します。</p> <p><b>5 事業の事後評価など計画策定後の市民参加の充実</b></p> <p>学識経験者，市民，行政等が協働して、事業を評価する場の確保など、事後評価の体制整備を検討します。</p> <p>事後評価をその後の事業展開に反映するしくみの確立を目指します。</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <p><b>生きがいとしてのまちづくり活動</b></p> <p>自分の身近なところから考え始めるのがまちづくり活動の第一歩です。そう考えると障害のある人が自身の取り巻く環境を考え、いままで体験したなかでの問題点を提起するなど、まちづくり活動に関わることは、そこに住むまちにとって大きな財産になると同時に、障害のある人にとっても生きがいとなるに違いありません。障害のある人のまちづくり活動への参加促進と支援体制を望みます。</p> <p>次ページへ</p>	<p>前ページから</p> <p>次ページへ</p>
--	--	----------------------------

<p>前ページから</p> <p><b>6 都市計画マスタープランの策定過程での経験をもとに、引き続き市民参加を推進</b></p> <p>市民と行政の協働作業を通じて、市民参加のまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討します。</p> <p>(仮称)まちづくり市民フォーラムを早期に実現し、まちづくり情報の収集及び提供、市民と行政の共同調査研究など、参加の場の拡大を図ります。 また、自治会等の組織率も低いことから、個人でも参加できる場となるよう検討します。</p> <p>庁内を調整し、率先して市民参加を推進する部署を設けるなど、合意形成によるまちづくりを施策化する体制を整備します。</p>	<p>前ページから</p> <p><b>合意形成によるノーマライゼーション</b></p> <p>調布市は21世紀にむけて「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」というテーマを掲げて、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しています。さて、このテーマは、障害のある人がこのまちで自立し社会参加するためのノーマライゼーションテーマとして捉えることができないでしょうか。つまり、障害のある人が積極的にこの協働によるまちづくりに参加することにより、このまちをノーマライゼーション化する絶好の機会であるということです。</p> <p>ところで、市民と行政の協働によるまちづくりを進める上で、合意形成を築きながらまちづくりを考えていくが必要になってきます。このことは、実際には地道な努力と忍耐が求められます。しかし、希望をもって障害のある人が協働によるまちづくりに参加し、合意形成を築きながら私達のこのまちをノーマライズしていかなければなりません。</p> <p>このまちづくりにおける「合意形成によるノーマライゼーション」をぜひ障害者計画に反映していただきたいと思います。</p>	<p>前ページから</p>
--	--	---------------

## おわりに

調布のまちづくりという観点から、障害のある人がこの調布のまちでどうしたら希望を持って生活ができるか、都市計画マスタープランに対応させながら考えてきました。最後に本委員会で考えて頂きたいことを整理したいと思います。

### 1. 障害者計画の大きな理念として「ノーマライゼーションの実現」を掲げる

調布市基本構想案では、まちの将来像を「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」とし、まちづくりの基本目標を「人がいきいき元気なまちづくり」とあります。これはまさにノーマライゼーションの実現なしにはありえません。そこで障害者計画の理念として、「ともに理解しあい、尊重しあい、励ましあう」まちづくりからノーマライゼーションを実現することを掲げたいと思います。

### 2. 理念実現のための方針

- 1) 障害者を取り巻く物理的、精神的バリアを如何にしたら無くすることができるかを策定する。
- 2) 行政の施策や計画などに障害者が参加できるしくみを策定する。
- 3) 障害者が自立できるように行政および市民からの支援体制づくりを策定する。

### 3. 理念実現のための具体案(詳しくは対応表を参照してください)

- 1) 例えば学校教育の場に、障害のある人が教師として活躍するなど、社会参加と啓蒙効果が同時に期待できるような仕組みをつくる。
- 2) 障害者がパソコンなどの情報機器を利用できるような環境をつくって情報バリアフリー化を推進する。
- 3) 障害者の住環境の整備を推進するための障害者と専門家のネットワークをつくる。
- 4) 民間作業所、グループホームなどの支援充実とともに、障害者が地理的にも利用しやすいような施設の設置計画を考える。
- 5) 市が進めている「調布まちづくり市民フォーラム」など障害者がまちづくりに積極的に関われるように参加の場のメニューを提供するシステムをつくる。

以上、理念としてのノーマライゼーションの実現、実現のための方針、および具体案を、都市計画マスタープランの視点から考察し、調布市障害者計画策定委員会への提言といたします。